

すべての国民にたいして、ひとしく能力に応じた教育の機会を保障することは国の重要な任務であり、その意味から本県においても、さまざまな心身の障害をもつ者に対して、それにふさわしい教育の機会を保障する努力がはらわれてきている。

しかし、心身障害児が必要とする教育は、狭義の教育機関だけの教育でなく、障害の治療、生活上の保護、社会的自立のための訓練等幅広いものであり、それらと切りはなしては教育の効果も期待することはできない。

したがって、福祉・医療、就労・職業訓練等との連携を密にしながら学校教育を推進する必要がある。

また、障害をもたない普通児であっても、心身障害児であっても、学校教育の目的においては変わるところはないことから、普通児とのかわりについて、交流教育をさらに推進し、普通児、心身障害児双方の側から学校教育とのかわりを適切に推進すべきである。

今後、心身障害児の一人一人の能力・特性等に即応し、その能力を最大限に伸ばすための教育を施すためには、どのような配慮や取扱いが必要か、また、心身障害児に最もふさわしい教育の場をどこに求めるか等、学校教育全体を通して更に検討されて行く必要がある。

心身障害児についての

教育相談事業の御案内

お子さんの心や体について、専門の医者や教育関係者の方が中心となって巡回相談を行っています。お悩みのある保護者の皆さんお気軽に相談においで下さい。

一、巡回教育相談事業

(1) 相談の対象

○六歳までの子どもとその保護者で心身に心配がある者

○例えば

- ・ことばの発達が遅れている
- ・おちつきがない
- ・物がよく見えない
- ・ものおぼえが遅すぎる
- ・体の動きが思うようにならない
- ・体がよわい
- ・身のまわりの始末がうまくできない

など心と体の問題による心配ごと

(2) 相談の申し込み

○保護者又は担任が市町村教育委員会に申し込んでください。

(3) 相談担当者

○小児科又は精神科医……………一名
 ○特殊学級、養護学校の教員及び児童相談所の心理判定員……………五名

(4) 相談の方法

○個別に一人約一時間半程度
 ○医療相談もいたします。
 ○相談は無料

(5) 相談内容の秘密は厳守します。

昭和六十年年度相談会場

七月 五日(金) 郡山市身体障害者福祉センター

八月 七日(水) 鹿島町公民館

八月 十二日(月) 浪江町公民館

八月 二十日(火) いわき市文化センター

八月 二十七日(火) 船引町就業改善センター

九月 四日(水) 原町中央公民館

九月 五日(木) 安達地方広域行政組合自治センター
 九月 三十日(月) 会津若松市立謹教小学校

十月 十六日(水) 田島町中央公民館

十月 二十二日(火) 表郷村中央公民館

二、養護教育相談室

(1) 相談の対象

○心と体に障害のある幼児・児童、生徒に関する教育相談・生活指導及び諸検査

(2) 相談員

○各相談室に五～六名の養護教育の専門家が年間を通して相談に当たります。

(3) 相談室設置場所

○県立聾学校
☎〇二四九一五一―二〇八一

郡山市大槻町西の宮西三二

○県立聾学校会津分校
☎〇二四二二二二―二二八六

会津若松市一箕町鶴賀

○県立聾学校平分校
☎〇二四六一三四―二二〇二

いわき市平馬目字馬目崎

※保護者が直接相談室に申し込んでください。

なお詳細については
県教育庁養護教育課
☎(024)211-1111(内)399
「91」までお問い合わせ下さい。